

各 都道府県・市町村・特別区  
母子家庭等対策総合支援事業担当 御中

こども家庭庁支援局家庭福祉課

令和7年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の（変更）交付申請について

平素より、ひとり親家庭等支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和7年度母子家庭等対策総合支援事業については、令和7年11月19日付で交付決定を行いました。今般、（変更）交付申請を受け付けることとしますので、（変更）交付申請書提出期日について、下記のとおりお知らせいたします。

都道府県におきましては貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び町村に対し周知していただくようお願いします。

記

- 1 交付申請書提出期日 令和7年12月26日（金）  
※ 提出期日までに（変更）交付申請が間に合わない場合は、下記担当者まで御連絡をお願いいたします。

- 2 事業実施計画書提出期日 令和7年12月26日（金）  
次の3事業において、先駆的な取り組みを実施する場合は、実施計画書を各事業担当まで、メールにて提出してください。

- ① ひとり親家庭等就業・自立支援事業
- ② ひとり親家庭相談支援体制強化事業
- ③ 離婚前後家庭支援事業

【提出先】

- ① → 就業支援係 (kateifukushi.shuugyoushien@cfa.go.jp)
- ②・③→ 生活支援係 (kateifukushi.seikatsushien@cfa.go.jp)

- 3 提出必要書類

別紙様式第2（一般市等）、別紙様式第3（都道府県・指定都市・中核市）、別表、当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本、その他参考資料 等

- ※ 提出必要書類全てを結合したPDF（紙をスキャンしたものは不可）で提出してください。
- ※ 電子媒体、紙媒体での提出によらず、必ずExcel形式の別表を提出してください。
- ※ 管内市町村ごとにフォルダを作成しないでください。

#### 4 (変更) 交付申請に係る別表作成等に当たっての留意点

##### (1) (変更) 交付申請に当たって

- ① 令和7年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の対象となるすべての事業の交付申請及び変更交付申請が可能です。

また、今回の申請で、令和7年度の交付申請手続きは最終となる見込みです。交付申請していない事業を実施した場合、国庫補助の対象外となりますので、漏れがないようお願いいたします。

- ② 原則として国庫補助所要額の合計が増額となる場合に~~変更交付申請書~~を提出してください。  
※ 国庫補助所要額が増額する事業と減額する事業がある場合、原則として合計が増額となる場合に~~変更交付申請書~~の提出をお願いいたします。

- ③ 地域こどもの生活支援強化事業等の間接補助事業については、事業内容が「間接補助金を交付すること」であることから、令和8年3月31日までに、間接補助事業が完了し、かつ、間接補助金が交付されている必要があります。

##### (2) 別表作成等に当たって

- ① 別表のシート名「自治体名等」にて、都道府県名、市町村名、日付、文書番号を記入いただく欄を設けていますので、交付申請される自治体は必ず回答いただきますようお願いいたします。また、入力の際、シート名は変更されないようお願いいたします。

- ② 地域こどもの生活支援強化事業について、令和7年度末までに補助事業者としての決定及び支払が完了する見込みの補助事業者分についても申請が可能です。補助事業者（見込み）を申請する場合は、自治体における補助要綱を提出してください。また、当初交付申請時に見込として申請した補助事業者について、補助事業者が決定している場合は、変更交付申請とは別に、別表の該当部分（「県指中）別表3-④-2申請」又は「市）別表3-②-2申請」）を再提出してください。

- ③ 自立支援教育訓練給付金について、必ず1件ごとに給付額の計算式を記載してください。また、自立支援教育訓練給付金の支給の際、一般教育訓練給付金の受給資格者について、ハローワークで決定された訓練経費の額と違いが生じているケースがあった場合、なぜ対象経費の額が異なるのか、確定の際に理由を確認することになりますので、申請者が支給の手続きに来た際には、よく聞き取りをして下さい。

※ 対象経費については、「自立支援給付金事業の円滑な運営について（課長通知）」をよく御確認ください。

※ 補助額が1万2千円を超えない場合は国庫補助金の交付対象となりませんので御留意ください。

※ 補助上限額は一般教育訓練給付金（特定一般を含む）が20万円、専門実践教育訓練給付金が修業年数×40万円（最大160万円）（修了から1年以内に資格を取得し就職した場合は修業年数×60万円（最大240万円））となりますので御留意ください。

- ④ 高卒認定試験合格支援事業について、必ず1件ごとに通信制、通学又は通学及び通信制併用の別と給付額の計算式を記載してください。また、開始時給付金、修了時給付金及び合格時給付金について、各給付金の支給年度が異なる場合、開始時給付金と修了時給付金をそれぞれ何年度に支給したか、参考に記載していただくようお願い致します。

⑤ 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業の「算定基準による算定額（別表1）」は内示額（近日中に扶養手当係から別途内示予定）です。なお、国庫補助所要額の増減に関わらず、本事業については（変更）交付決定が必要になりますので、内示を受けた自治体は（変更）交付申請書を提出してください。

4 令和7年度の当初予算分にかかるスケジュール

- ・ 令和7年12月26日：変更交付申請書提出期日
- ・ 令和8年2月末頃：変更交付決定通知発出（予定）

こども家庭庁支援局家庭福祉課就業支援係

担当：萩原、瓜生

電話：03-6859-0186

電子メール：kateifukushi.shuugyoushien@cfa.go.jp